松本市に専門家を派遣しました! ~司法書士による「相続人調査等の助言!~

《概要》

空家等対策の中で、苦情相談がある管理不全空家等については、基本的に所有者等に対し、 適切な管理を促す通知を送っています。しかし、所有者が亡くなっており、相続人が多岐にわたる、 相続放棄している、所有者等の一部が行方不明などの理由で、所有者等の調査が難航している案 件があります。今回は、司法書士より、相続範囲、相続関係図の確認、困難事例への対処方法等 をアドバイスしていただきました。

《主な相談内容》

- 相続関係図の確認
- 相続放棄の調査をしたが、「保存年限を過ぎており不明と回答」があったケースの考え方について
- 相続人のうち1名が行方不明の場合
- 養子が離縁している場合、養子の子(被相続人の孫)に相続権はあるか
- 建物相続について、全員相続放棄している物件の対応について

《今後の対応》

今回の相談では、相続人不存在と思われていた案件についてまだ調査の余地があったり、相続関係図を作成する際のポイント、相続放棄の考え方などについてアドバイスをいただきました。非常に有意義なものであり、今後の業務の参考にいたします。